

注 文 書

業務番号 2025001192

業 務 名 令和 7 年度 新世紀公園支障木伐採業務

業務場所 大崎市三本木字鹿野沢 7 - 1 外

履行期間 自 令和 年 月 日
至 令和 8 年 2 月 2 7 日

添 付 書 類

- 1 位 置 図
- 2 業務仕様書
- 3 参考明細書





東側 県用地

西側 市有地

業 務 仕 様 書

- 1 委託業務の名称 令和7年度新世紀公園支障木伐採業務
- 2 委託業務の場所 大崎市三本木字鹿野沢7－1外
- 3 委 託 期 間 契約締結日の翌日 ～ 令和8年2月27日まで
- 4 業 務 内 容 支障木伐採・現地集積
スギ 121本
雑木 3本
- 5 暴力団等の排除について
 - 1) この契約の履行期間中に大崎市が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年11月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
 - 2) 本市から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
 - 3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、

捜査上必要な協力を行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

6 支払内容 竣工払い

[illegible]

設計内訳書

工事名	新世紀公園支障木伐採業務						
	名称	規格	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
伐採人夫賃							
			人	48			
計							
諸経費							
小計							
消費税							
合計							